

「有明海再生に関する研究等助成」募集要項

1. 趣 旨

「有明海再生に関する研究等助成」は、大学等の研究者や企業、NPO等が有明海の再生を目的として実施する調査・試験・研究（国等へ研究費助成を申請するための準備調査・試験・研究を含む）に必要な経費を助成するものです。

2. 助成の対象となる調査・研究等

助成の対象となる調査・研究等は、次のいずれかに該当するものとします。

- (1) 有明海の環境異変の原因究明に関する調査・試験・研究
- (2) 有明海の環境改善に関する調査・試験・研究
- (3) その他、有明海再生に寄与すると考えられる調査・研究等

3. 応募資格等

応募者は特定非営利活動法人有明海再生機構の正会員（45歳未満）又は支援会員に限るものとし、

応募の要件は以下のとおりとします。

- ・ 応募者は研究等に責任をもつ者とします。
- ・ 応募にあたっては、応募者の所属する機関において了解を事前に得ているものとします。
- ・ 同一の応募者による複数の応募はできません。

4. 助成対象事業の選定

応募の中から助成の対象となる事業の選定にあたっては、再生機構会員からなる「有明海再生に関する研究等助成対象事業選定委員会」（以下、「選考委員会」と呼ぶ）において、書類審査を行い決定します。

提出された申請書の内容については、以下のポイントに留意して審査を行います。

1) 実施の必要性

実施される調査・研究等が真に有明海再生に寄与するものであること

2) 実施の確実性

調査・研究等の計画（予算を含む）が無理のない具体的な内容となっていること

また、申請者が、調査・研究等を確実に実施するだけの知見、実績、専門性を有していること

3) 先進性・独自性

実施される調査・研究等が、既存の研究等に比べて新たな視点や分野に関するものであること

特に、有明海再生研究分野のうちこれまで十分な調査・研究等行われていない領域のテーマを優先的に採択します。

書類審査の結果については、採否にかかわらず、ご本人に通知いたします。

なお、応募者の利害関係者は選定に加わらないようにします。

5. 助成費

助成費は1件（1研究等）当たり40万円を上限とします。

なお、助成の具体的な経費としては、材料・消耗品費、機器製作費、その他、調査、試験、研究などに必要となる経費とします。

具体的な助成対象費目については、別添の参考資料をご覧ください。これ以外で判断が付きにくいものは、再生機構の判断によるものとします。

6. 応募事業の実施期間

採択から平成25年3月まで（24年度中）とします。

7. 採択件数

2件程度とします。

8. 募集期間

平成24年6月11日（月）～平成24年6月25日（月）（必着）

9. 今後の予定

- ・書類審査 平成24年7月上旬
- ・採択決定（採否の通知） 平成24年7月中旬（予定）

10. 申請書類の作成要領

（1）作成について

- ・様式に従って作成してください。
- ・申請書の様式は、NPO法人有明海再生機構ホームページ（<http://www.npo-ariake.jp/>）からダウンロードできます。
- ・申請書はA4用紙にワープロで作成願います。
- ・日本語での作成を原則とします。

（2）提出について

- ・申請書は「14. 申請書送付先」住所に送付してください。
- ・申請書の提出部数は原本1部（片面印刷、クリップ留め）、コピー5部（両面印刷、左肩ホチキス留め）です。
- ・申請書の受領後の修正は、堅くお断りいたします。
- ・申請書は返却いたしません。
- ・申請書は、助成対象選定のための審査の目的以外には使用しません。

(3) 申請書提出期限

平成24年6月25日(月)必着

(提出期限を過ぎた書類は、無効となります。)

1 1. 助成金の交付・額の確定

- (1) 助成金の交付は請求があれば80%を限度として前払いします。
- (2) 応募者からの報告書提出後、再生機構が、提出された実績報告の内容審査、並びに費用の帳票、帳簿等の調査を行い、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に通知します。
- (3) 提出期限までに報告書未提出の場合、提出された内容が申請に対し不十分な場合、助成金の使途が申請と異なる場合には、助成の取り消しや減額、あるいは助成金前払い金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
- (4) 助成事業として採択され後、申請内容と大幅に内容が変更になる場合は、変更申請書を提出し、理事長の承認を受けてください。

なお、大幅な変更とは、助成対象経費が3割以上増減する場合、または、費目の相互間において3割以上の経費配分の変更となるものとします。

1 2. 報告および義務

助成事業の完了後1ヶ月以内、又は3月31日のいずれか早い日に、研究成果報告概要、研究成果報告書、電子媒体による報告書(CD-R:研究成果報告概要・研究成果報告書が含まれるもの)、経費明細書(清算書)を提出してください。

13. 応募に際しての注意事項

- (1) 申請書は審査以外の目的に使用せず、申請内容に関する秘密は厳守いたします。
なお、採択された事業については、申請者の氏名、所属、事業名、及び事業要旨を公表する予定です。
- (2) 助成事業採択後において、助成金の不適正な使用等、何らかの不適切な行為があった場合には、助成金の全部または一部の返還を求めることがあります。
- (3) 助成を受けた研究等の成果を公表する場合は、有明海再生機構から助成を受けた旨を明記してください。
- (4) 助成事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、助成の趣旨に従って、その効率的な運用を図ってください。

14. 申請書送付先・本件に関する問い合わせ先

| |
|---|
| 〒840-0833 佐賀市城内 1-5-14 NPO法人 有明海再生機構事務局 電 話 : 0952-26-7050 F A X : 0952-26-7050 E-mail : npo-ariake@ceres.ocn.ne.jp |
|---|

以 上

助成経費一覧表

| 費 目 |
|---|
| 1) 人件費 (助成対象となった研究等の実施のために雇用する非常勤職員の賃金等) |
| 2) 資料・印刷経費 図書購入費 資料費 印刷・複写費 |
| 3) 調査・機械経費 調査委託費 コンピューター費 器具・備品費 |
| 4) 旅費・通信・運搬経費 |
| 5) 消耗品経費 |
| 6) 雑経費 |

以下の経費は認められません。

- ・代表研究者・共同研究者など助成事業者の人的費、食料費
- ・組織の運営管理に必要な一般管理費、経理事務手数料
- ・研究成果の発表を目的として行う報告書の印刷、図書の刊行費用
- ・外国への出張旅費、外国での調査・試験・研究に必要な費用

以 上